

# 令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 公開競技・デモンストレーションスポーツ・オープン 競技実施基本方針

平成29年（2017年）12月22日  
第5回常任委員会決定  
平成30年（2018年）7月18日  
第7回常任委員会一部改正  
令和元年（2019年）5月29日  
第9回常任委員会一部改正

国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会において実施する公開競技、デモンストレーションスポーツ及びオープン競技は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日スポ協」という。）の定める「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」、「国民体育大会公開競技実施基準」「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「日障スポ協」という。）の定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」、「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」並びに「令和5年第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会基本構想」に基づき、次の方針により実施する。

## 1 実施目的

- （1）競技の普及及びスポーツの振興を図り、生涯スポーツ社会の実現を推進することはもとより、競技等を通じて、スポーツの楽しさを体験するとともに、障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を推進する。
- （2）大会を成功させるだけでなく佐賀県のスポーツの裾野の拡大を図るとともに、選手、スタッフ、観客など、競技に関わるすべての人々が生涯にわたって自分のスタイルでスポーツを楽しみ、共感しあえる社会を創る。

## 2 実施競技の選択

実施競技は、日スポ協及び日障スポ協が定めた上記関係要項等に基づき、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- （1）県民が当該競技に触れる機会を設けることにより、大会の機運が醸成されることはもとより、大会後も、会場地市町における競技の普及や推進、また、県の競技団体の大幅なレベルアップが図られるものであること。

- (2) 当該競技の実施により、「年齢、性別、障がいの有無に関係なく、誰もがそれぞれのスタイルでスポーツを楽しむ」環境が佐賀県に根付き、スポーツ文化の裾野の拡大が図られるものであること。
- (3) 競技に係る県の競技団体等の組織が整備されており、競技や大会の運営能力があること。
- (4) 競技に係る競技団体等の開催意欲及び市町の開催希望があること。

### 3 会場地市町の選定

会場地は、「令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会会場地市町選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 市町と競技団体等の意向が合致していること。
- (2) 実施する競技の普及・振興が図られる市町であること。
- (3) 実施する競技の開催に必要な競技施設を有する市町であること。

### 4 実施方法及び実施期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施期間は令和5年4月1日から各大会の会期内までとし、日スポ協及び日障スポ協が定めた上記関係要項等により実施期間の上限や実施できない日等の規定を設けている場合は、それらを適用するものとする。

### 5 業務分担及び経費負担

- (1) 競技の準備及び開催運営に係る業務は、競技団体等が主導で行い、それらに関する経費を負担する。
- (2) 会場地市町は、会場地として必要な支援を行う。